

マッチングサイトを活用した企業の情報発信能力の強化支援業務委託仕様書

1 委託業務名

マッチングサイトを活用した企業の情報発信能力の強化支援業務

2 業務の目的

事業に参加した企業がそれぞれの情報発信力を実践的に身につける為、山口県内及び大都市圏の経験豊富な求職者と山口県内の人材を求める企業とのマッチング機会を創出するサイトを活用し、山口県内企業の人材の確保を図る。

3 契約期間

委託契約を締結した日から平成31年3月31日まで

4 委託業務の内容

マッチングサイトの企画運営や求職者への集客業務、広報活動等を実施する。

① マッチングサイトの企画、運営

- ・300万人を超える転職を希望する会員が登録しているサイトであること。
- ・山口県求人として一括掲載が可能なページを制作し、50件の求人掲載枠を確保すること。
- ・掲載企業に対して、効果的な活用方法をガイドしていくこと。

② 掲載期間

契約日から平成31年3月31日までとする。

③ 求人掲載企業について

- ・県内企業向けに、チラシ作成やHP等による募集を行い、その取りまとめ及び連絡調整を行う。
- ・掲載企業の集客方法、選定方法、実際の選定においては財団との協議のうえ、決定する。

④ 報告

求人情報に対する閲覧数及び応募数を報告すること。

5 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 事業が円滑に実施できるよう、財団や関係機関と緊密な連携を図りながら業務を実施すること。
- (2) 掲載企業に対してアクセス数や雇用状況等のアンケートを行い、その内容を財団へ報告すること。
- (3) 受託者は、契約締結後、すみやかに事業の企画について財団と事前打ち合わせを行い、事業計画書を提出すること。
- (4) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせ

ることはできない。ただし、業務を効果的かつ効率的に行う上で必要と認めるときは、財団と協議の上、その一部を委託することができる。

- (5) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (6) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

6 業務実施体制

受託者は、契約締結後、マッチングサイトの運営・管理の責任者を選任するとともに本委託業務の実施体制及びスケジュールを作成し、財団の承認を得ること。

7 報告

本事業完了後、速やかに実績報告書を財団理事長あて提出すること。

8 委託料

委託料の上限は、2,700,000円（税込）とする。

9 委託料の支払い

委託料については、原則として、全事業の終了後、検収した上で支払う。

なお、受託者からの申し出により前金払いが必要な場合は、委託料の1／2を上限に前金払いを行う。

10 内容の変更

本業務における事業計画の内容を変更しようとする場合は、事前に財団理事長の承認を受けなければならない。

11 その他

- (1) 本業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び財団の指示を遵守すること。
- (2) その他不明な点は、双方の協議により決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるとを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(遵守状況に関する報告)

第9 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、この契約による業務に係る特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、実地調査をすることができる。

2 甲は、前項の実地調査を行うため必要な範囲内において、乙に対し必要な情報の提供を求め、又は指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託契約締結者を、「乙」は委託先をいう。

2 委託等の実態に即して適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。